令和2年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・<u>拡充</u>・延長・その他)

No	2 5									府 省	<u>î</u>	名	彩	<u>译済産</u>	業省	
対象	税目	個人	人住民税	法人住民	民税 즉	事業税	不動産取得	税 固	定資産税	事業所種	えそ	の他	()		
要項目		中小	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充													
要望(概	内容要)	く中るくその ・人拡 〇等法「	中小企業者 かん	者等後を度のの含。 析、う機等の試法っお業 容科 イ学合等試験人たい年 学 ノ技、」	験研税場で度 技 べ術活研究額合損の 術 一基性	費行す法の人 イョ法法法に場。税に額 イョ法が	要 を 特 は は は は は は は は は は は は は	は、地方、は、地方、は、地方、は、地方、は、地方、は、地方、は、地方、は、地方	税市 国費を を る技術関 (法付) はかる を は (法・) を で は (法・) を で は (法・) を で (大) を で (大	税 () () () () () () () () () (税割) ・ に	その試 とこつされ	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	究費 <i>の</i> ション 。)第正 とな	D額の一 ン型のダ 49 条の を検討 なるため	-定割合 対象機関の D検討規定 している。 O、新たに
関係	条文	t)	也方税法领	第 23 条第	第1項第	第4号、	同法第 29	2 条第	1項4号、	同法附則	第8	条				_
減 見 見	収		初年度] 收正増減4		0 (▲3	3, 883)	[平年	度] -	0 (4	▲ 3, 883)				(単	单位:百	万円)
要望	理由	(1) 政策目的 人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出 の活性化を図る。 (2) 施策の必要性 近年、科学技術・イノベーション創出の活性化において人文科学の果たす役割は、従来よりも大きくなり、自然科学と人文科学の融合・連携がますます重要になってきている。今後、さらに我が国の科学技術・イノベーションを振興していくためには、自然科学と人文科学を分けて扱うのではなく、両者を一体として捉え、総合的に政策を推進していく必要がある。 現在は、「人文科学のみに係る科学技術」を行う試験研究機関等は活性化法の対象となっていないため、研究開発税制の対象にもなっていないが、活性化法の改正による当該機関等の対象化に伴い、研究開発税制の対象にも追加することにより、研究者のマインドチェンジ、人文科学に係る研究者のイノベーション創出への積極的参画が期待される。														
		の木	責極的参良		される	0										
本要対応縮減		のt 	責極的参		:される 	0								5—1		

	以	該要望項目 人外の税制上の 援措置								
	の	・算上の措置等)要求内容 び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定							
相当性		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	とで、より特力による研究異なる。 なお、諸外われている中民間研究開発 日本国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国	定された分野又は 開発投資を幅広く 国においても、民	研究開発段階に 、中立的に促進 間研究開発投資 置及び税制措置 支援の対民間研 補助金等 1.17% 9.17% 9.04% 7.60% 5.20% 4.41% 6.10%	おける成果の後 する制度である に対し、予算・ ともに主要国に 究開発比率(20 合計 5.83% 12.73% 20.80% 26.95% 10.71% 8.19% 10.94%	音及び研究テーマ等を設定するこ 護得を目指す制度であり、民間活 る税制措置とは支援目的と対象が ・税制両面から積極的な支援が行 に比べて低水準な状況にある。 015)			
	要望の措置の妥当性		科学技術・イノベーション創出の活性化において人文科学の果たす役割は、従来よりも大きくなり、自然科学と人文科学の融合・連携がますます重要になってきている。今後、さらに我が国の科学技術・イノベーションを振興していくためには、自然科学と人文科学を分けて扱うのではなく、両者を一体として捉え、総合的に政策を推進していく必要がある。科学技術・イノベーション創出の活性化において人文科学の果たす役割は、従来よりも大きくなり、自然科学と人文科学の融合・連携がますます重要になってきている。今後、さらに我が国の科学技術・イノベーションを振興していくためには、自然科学と人文科学を分けて扱うのではなく、両者を一体として捉え、総合的に政策を推進していく必要がある。							
		ページ			2 5	-3				

	①減収額実績						
税負担軽減措置等の適用実績	 (中小企業技術基盤強化税制)> 平成 27 年度 37 億円 平成 28 年度 34 億円 平成 29 年度 38 億円 マオープンイノベーション型> 平成 27 年度 0.07 億円 平成 29 年度 0.21 億円 平成 29 年度 0.24 億円 (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」) ②適用事業者数 マ中小企業技術基盤強化税制> 平成 27 年度 5,422 法人 平成 29 年度 5,320 法人 平成 29 年度 5,411 法人 ベオープンイノベーション型> 平成 27 年度 250 法人 平成 29 年度 503 法人 平成 29 年度 503 法人 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) 						
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(平成 29 年度) ・都道府県民税 963, 226 千円 ・市町村民税 2, 919, 783 千円						
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	「人文科学のみに係る科学技術」を行う試験研究機関等は科学技術・イノベーション活性化法の対象となっていないため、研究開発税制の対象となっていないが、活性化法への追加に伴い、研究開発税制の対象にも追加することにより、研究者のマインドチェンジ、人文科学に係る研究者のイノベーション創出への積極的参画が期待される。						
前回要望時の 達成目標	民間研究開発投資を 2020 年度までに対 GDP 比 3%以上とする。						
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	平成 29 年度の民間企業の研究開発投資は、対 GDP 比 2. 52%となっている(総務省「科学技術研究調査」)						
ページ	25-4						

昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除

昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下增加分……25%税額控除

昭和49年度縮減15%を越える増加分…50%税額控除

15%以下增加分……25%稅額控除

昭和51年度縮減増加した試験研究費の20%税額控除

昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設

中小企業技術基盤強化税制の創設

昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算

平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設

(共同試験研究促進税制の創設)

平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充

(国際共同試験研究促進税制の創設)

平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充

(大学との共同試験研究を追加)

平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充

(大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税 額控除の対象に追加)

平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費 の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える 場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相 当額を税額控除する)制度へ改組。

> 特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の 12%相当額(特別試験研 究の額がある場合には、その支出額の 15%相当額を加算することとし、当 期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。

縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例 の廃止。

平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定 独立行政法人との共同試験研究を加える。

> 縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金 の廃止。

平成 15 年度 創設 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設。

平成 18 年度 創設 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。

縮減 税額控除率の2%上乗せ措置の廃止。

平成20年度 創設 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度(増加型)の創設。

売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控除する制度(高水準型)の創

平成21年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立 行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研 究に係る費用を加える。

> 拡充 (経済対策) 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について①平成21、 22 年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き 上げるとともに、②平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、 平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

平成22年度延長増加型・高水準型の適用期限を2年間延長(23年度末まで)。

平成23年度縮減 試験研究費の総額に係る税額控除制度において、税額控除限度額を、当期の 法人税額の20%から30%に引き上げる措置について適用期限延長せず。

延長 (平成23年6月再つなぎ法)

平成23年4月1日から平成24年3月31日の間に始まる事業年度において は、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に 引き上げる措置を延長。

これまでの要望経緯

ページ

25 - 5

平成24年度延長増加型・高水準型の適用期限を2年間延長(25年度末まで)。

平成25年度 拡充 総額型の控除上限について、平成25年4月1日から平成27年3月31日の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の 法人税額の20%から30%に引き上げる。

平成26年度 拡充 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。

平成 27 年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度をあわせ、控除上限を 30% (総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度 5%) にするとともに、両制度を恒久措 置に改組。

> 特別試験研究費税額控除制度について、①控除率を12%から20%又は30% へ引き上げるとともに、②対象費用(中小企業者等からの知財権の使用料) を拡大。

縮減 繰越控除制度の廃止。

平成29年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動 する仕組みを導入(控除率の一部は30年度末まで)。

売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入 (30 年度末まで)。

中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除 上限を上乗せする仕組みを導入(30年度末まで)。

試験研究費の定義を見直し、第4次産業革命型のサービスの開発を支援対象に追加。

特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。

延長 高水準型の適用期限を2年間延長(30年度末まで)。

平成31年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限を登記の法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。

総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。

高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を 創設(令和2年度末まで)。

ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長(令和2年度末まで)

ページ 25-6